

No.159

平成30年6月1日



大宜味村

議会だより



世界自然遺産調査特別委員会調査研修
〈平成30年3月22日(木)〉【やんばる野生生物保護センター】

- 議案等の議決結果一覧……………P1~4
- 反対・賛成討論……………P4~7
- 一般質問……………P8~12
- 賛否分かれたもの……………P13

※詳しい内容については、各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください。



議案等の議決結果一覧

平成30年 第3回(3月)定例会

○平成30年3月8日～23日までの16日間の日程で第3回定例会が行われ、次のとおり決定された。

議案番号	件名	議案等の概要	結果
諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。(大兼久区 島袋 晃)	適任 全会一致
同意 第1号 第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので同意を求める。 1(塩屋区 古波蔵武)、2(塩屋区 島袋一道)	同意 全会一致
議案 第24号	財産の減額貸付について	大宜味村の普通財産を次のとおり減額貸付をしたいので、議会の議決を求める。 ○場所：津波 1971-35 の一部 ○面積：10,000㎡ ○貸付料：年額 240,000 円 ○貸付期間：H30年4月～H50年3月 ○相手方：社会福祉法人 一心福祉会 ○用途：やんばるの家施設用地	原案可決 全会一致
議案 第4号	大宜味村過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の変更について	主な変更点：地場産業の振興での事業内容で「物産センター整備事業」を「やんばるの森ビジターセンター整備事業」へと変更する。	原案可決 全会一致
議案 第5号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	改正する点 ○村有財産に関すること 会計課→総務課へ ○村営住宅の維持管理及び運営に関すること 建設環境課→総務課へ	原案可決 全会一致
議案 第6号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	改正する点 ○農業委員会関係の委員等の報酬に「能率給」を加える。(平成29年10月1日から適用)	原案可決 全会一致

議案番号	件名	議案等の概要	結果
議案第7号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	改正する点 持続可能な医療保険制度を構築するために、沖縄県が市町村とともに国保の運営を担うことになった為。	原案可決 全会一致
議案第8号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※議案7号と同じ	原案可決 全会一致
議案第9号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	国保被保険者で住所地特例の適用を受けている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合に、住所地特例を適用させる為。	原案可決 全会一致
議案第10号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	診療所の受託者が「愛称」を定めることにより、親しみやすく診療所の周知や運営の効果が見込める為。 ※反対・賛成討論有り（別紙）	否決 賛成少数
議案第11号	やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例	※条例内容抜粋（設置及び目的） 大宜味村における観光情報の発信を行い、自然・人・モノによる地域の活性化を促進し、にぎわいとやすらぎの機能を併せ持つ交流拠点として本施設を設置する。 (場所)：旧大宜味村立中学校跡地	原案可決 全会一致
議案第12号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	平南川ター滝駐車場を使用する村外の者に対して使用料を徴収できるようにする為。※シャワー使用料は（村内外問わず）100円※賛成討論有り（別紙）	原案可決 賛成多数
議案第13号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,250万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,043万5千円とする。	原案可決 全会一致
議案第14号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ474万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,769万円とする。	原案可決 全会一致
議案第15号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,306万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,274万5千円とする。	原案可決 全会一致

議案番号	件名	議案等の概要	結果
議案第16号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,622万9千円とする。	原案可決 全会一致
議案第17号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,413万6千円とする。	原案可決 全会一致
議案第18号	平成30年度大宜味村一般会計予算	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45億6,925万8千円と定める。	原案可決 賛成多数
議案第19号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億454万4千円と定める。	原案可決 全会一致
議案第20号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,790万2千円と定める。	原案可決 全会一致
議案第21号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,995万7千円と定める。	原案可決 全会一致
議案第22号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,454万1千円と定める。	原案可決 全会一致
議案第23号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算	(※抜粋) 工業用水道事業収益481万1千円、工業用水道事業費用338万4千円と定める。	原案可決 全会一致
報告第1号	平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定により報告する。	報 告
報告第2号	専決処分の報告について(大宜味村LED防犯灯取替工事の請負契約の変更について)	(変更内容) 舗装工等の増により、原請負額より89万1千円の増変更。	報 告

平成30年 第4回(4月)臨時会

○平成30年4月24日の1日間の日程で第4回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

議案番号	件名	議案等の概要	結果
同意 第3号	教育委員会委員の任命について	村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。(田嘉里区 山上 晶子)	同意 全会一致
承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(大宜味村税条例等の一部を改正する条例)	地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。	承認 全会一致
承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(大宜味村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)	※承認第1号と同じ。	承認 全会一致
承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第1号))	業務の主管課変更に伴い、一般会計予算を組み換える必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。	承認 全会一致
議案 第25号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	〈主な補正〉・人事異動に伴う手当・ビクターセンター付近光ケーブル修繕・改善センターの修繕・江洲定住促進団地における民事調停に伴う賠償金※反対・賛成討論有り(別紙)	原案可決 賛成多数

議**平成30年第3回(3月)定例会****議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例****反対** 討論(吉浜 覚 議員)

昭和50年に大宜味村立診療所は開設され、今日まで管理運営委託をしています。村立診療所は村民の健康保持に必要な診察を行い、これまでに地域医療を支えてきています。最近、北部医師会との管理運営契約は将来にわたって安定的な医療や他職種との共同関係を確立していくために、極めて重要であることを認識しております。しかし、村は以前のとおり医師との直接契約の方法で締結し、愛称を定めることにより親しみやすく、診療所の周知や運営が見込めるための条例の一部改正や他職種との共同関係の確立に極めて重要である北部医師会との契約変更の問題があります。村立診療所は、条例で村民の健康保持に必要な診察を行うための目的で設置され、これまでに44年間親しまれた名称に加え、受託者の都合で愛称を定めて診療所の周知や運営の効果を見込むのは本末転倒です。信頼の持てる医療サービスの提供により、限りある医療資源を有効に村民に活用することにより親しみの持てる運営効果が見込めるものと考えます。村立診療所を管理運営、受託する予定の医師は医院の建物が老朽化し危険な状態のため、やむなく本村4月1日、大宜味村への移転を予定しております。辺土名方面週3回、奥方面には2週に1回程度の送迎の車を出す予定ですので御了承ください。なお、今までどおり某薬局でも薬をとることができます。また、近隣の紹介状の希望があればいつでも発行しますので、相談ください。定期通院の患者へ紙面を持って重要なお知らせとしています。裏面に

は某医院送迎時間表、国頭方面も表示して、某医院が大宜味村立診療所に移転すると説明しています。愛称を求めることにより、親しみやすく診療所の周知が、運営が見込めるための条例の一部改正については、村立診療所が愛称某医院だと想定されることが事実であるならば、医師法の応招義務は診療に従事する医師は診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければこれを拒んではならないとあります。村立診療所の設置及び管理に関する条例で、村民の健康保持に必要な診察は行うためとしておりますので、村立診療所が他村へ患者を送迎することについては条例違反になります。まさしく本末転倒と言わざるを得ない懸案であります。

村は、村民かかりつけ医として、子供から高齢者まで地域医療を充実させるために診療所や医師住宅を設置しております。また、平成30年度予算の診療所費に937万円を計上し、予防医療や介護を含めた地域医療を安定させるために資しています。さらに医療と介護が連携し、一体的に医療、介護、予防も含めた健康づくりを取り組むことにより、医療費や介護費の軽減につながる体制を確立して、村民に提供することが求められています。村立診療所の管理運営は、条例や財政に保護されておりますが、規制もされております。平成23年、村は、村立診療所に村民の健康保持に必要な診察を補完し、福祉の向上を推進するために村立診療所附帯施設、薬局の設置及び管理条例を制定しています。村立診療所の隣接に村立診療所附帯施設としての薬局等を設置しています。薬局は、管理棟を賃貸借して、調剤薬の提供を中心とした運営をしております。村立診療所に移転する某医院は今までどおり村立診療所の隣接地に某薬局でもとれることができますとお知らせしています。しかし、薬剤師法の応招義務は調剤に従事する薬剤は調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならないとしております。また、保険薬局は経済上の利益の提供による誘引の禁止に抵触しないまでも、村立診療所附帯施設としての薬局等の設置趣旨をないがしろにする懸案であります。村医が医師住宅に住むことにより、時間外でも往診、看取りや警察嘱託医による検死もできるのではと期待もあるように、かかりつけ医である村立診療所で村民の健康保持に必要な診察を行うことにより、村民生活の安心、安定確保が求められています。本村は長寿村ともてはやされていましたが、現在では県内市町村平均寿命でも過去の上位から転落しています。また、平成27年度県内市町村別1人当たり医療費は、1位の国頭村で35万8,122円、3位の大宜味村で35万298円、最下位の竹富町で19万9,755円、県平均で29万8,160円となっております。村行政と村立診療所とが情報を共有し、村民の健康づくり、医療費高騰の抑制や国民健康保険税の軽減対策などの果たすべき役割が山積しています。今日、村立診療所の設置目的の村民の健康保持に必要な診察を行うなどの充実が強く求められている現実があります。それでこれまで親しまれた名称に加え、受託者の都合で愛称を定め、診療所の周知や運営の効果を見込むのは本末転倒であり、混乱を招くおそれがあります。よって、大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対せざるを得ません。どうか本議案に対して、各議員の反対を求め、反対討論とします。

賛成 討論 (前田 孝 議員)

本議案第10号の一部改正は、受託者から愛称を付する申し出があった場合、審査の上、愛称を定めることができるという部分だけの改正案なんです。先ほどの反対者は、管理運営から色々申し上げられているんですが、本議案の内容と先ほどの反対討論は全然議案に沿っていない反対討論だと言わざるを得ません。議案の内容をよく御存じでしょうか。今度の改正は、あえて申し上げますが、愛称を付することができるというだけの改正なんです。管理運営とかそういうことの改正は何もないんです。1点だけなんです。そうすると、この議案に対する反対討論の整合性はどうかと疑われてきますよ。それは議会全体としての資質の問題も問われかねない。議案に対して、この内容に対してきちんと述べてもらわないといかんと思います。よって、私は本案に賛成いたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。

議

議案第12号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

賛成 討論 (大城 佐一 議員)

本条例は、平成29年第4回臨時会、第5回定例会で二度も賛成少数で否決された案件で、再々度提案され、条例に定められた公園利用に関する行為についての使用料見直しの改正である。提案説明によると、ター滝を利用する観光客がふえ続け、昨年4月から12月までに平南川ター滝駐車場の利用駐車台数が1万台を超え、推定3万人が訪れていることとなります。やんばる国立公園地域、世界自然遺産地域登録を目前としている中で、平南川ター滝周辺を持続可能な観光地としていくため、また村の水源地でもあり、観光客増加に伴う自然環境負荷及び安全利用に関する啓発、周辺住民への影響の軽減などにも配慮していく必要があることから、平南川ター滝駐車場の駐車使用料を徴収し、財源確保に努めつつ、雇用の創出もできるように仕組みを整えていく必要があることから提案されています。どこに反対する要素がありますか。地域社会は激増する経済社会情勢の中で日々進展し、変革しているから、議会も、行政もこれに的確に対処しなければならない。ただ単に住民の声を代弁するだけの役割に終始するだけではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、本村の財政事情を踏まえ、積極的に自主財源の確保を模索し推進するのが議員としての職責、議会としての使命ではないでしょうか。二度も否決されたことにより、約400万円の損失が出たことはまことに残念でなりません。また、ター滝周辺の整備については、平成23年度環境共生型観光地形成支援事業報告書によると、大宜味ツーリズム推進協議会がター滝の管理及び利用ルール等の方向性についての調査結果があります。その結果報告書は、駐車場の設置が必要で、施設をつくって収入を得て運営していくと報告されています。まさしくそのとおりであり、収入あつての支出であり、そのことから早急に条例の制定も必要ではないか。この協議会のメンバーは、村商工会、各区長、各種団体長、村建設業者会、羽地漁港大宜味支部、各課長等、36名で構成されている。前回、否決された反対討論に、平南川ター滝駐車場に特化して料金を徴収することは、ほかの村管理の公園の駐車場との整合性がとれないと反論しているが、結の浜公園の駐車場とター滝の駐車場を比較して、両駐車場を利用する方たちの目的はどういうことなのか、一目瞭然に違うわけです。だからこそ、平南川ター滝駐車場に特化した料金の徴収は当然であり、それを同等に思っている自体が間違いではないか。平南川及びター滝は村内唯一の自主財源確保の可能性がある場所であり、地域産業観光事業の出発点として、未来ある大宜味村の発展を願い、賛成討論とします。議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議

平成30年第4回(4月)臨時会

議案第25号 大宜味村一般会計補正予算(第2号)

反対 討論 (吉浜 覚 議員)

これまでに本村の行政執行上の不手際による無駄な予算執行について、納税者の血税で補てんを許しています。責任の所在を明らかにせず議会を軽視し、村民を蔑ろにした懸案は許されることではありません。私は、行政執行上の不手際による無駄な予算執行等についての指摘を一般質問や討論を繰り返し訴えてきました。本案には、宅地造成費による賠償金727千円の予算が計上されています。損害賠償請求調停申立人によると、定住促進を目的にした宅地分譲地を整備した土地を買い求めて居住しています。しかし、村に対して、宅地分譲地内隣地の太陽光発電パネルによる被害に対応してほしいと要請したが、買戻特約があるにもかかわらず、

買い戻さなければならないことを認めつつ、村所有でないことを理由に対応しなかった。村は、隣地の所有者でなくても、分譲地を住宅にする義務があり、それを怠ったことによって発生した損害賠償する義務がある（国家賠償法1条1項）として調停を求めたものです。隣地の宅地は、登記簿謄本によると平成11年4月2日に村から購入し、同日付で10年間の買戻特約も付しています。しかし、平成27年9月11日に買戻権を抹消し、同日付で所有権移転もした直後に、太陽光発電パネルは設置されています。平成10年3月5日、村が住宅政策に基づいて造成した住宅用地の分譲について必要な事項を定めることを目的として村宅地分譲規定を制定しています。自ら居住する住宅を建設するために、宅地を必要とする者や、契約締結の日から5年以内に建築予定のある者等の譲受人の資格要件が定められているにもかかわらず、買戻特約に沿って買い戻さなければならないことは基より、買戻権を抹消した行政行為は、村は自ら村宅地分譲規定をないがしろにした懸案です。また、平成28年9月28日、村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に背き、真逆に固定化する対応の懸案です。村は、隣地の所有者でなくても、分譲地を住宅にする義務があるのに、ずさんな行政執行から発生した宅地造成費による賠償金については、村民や納税者に対して信頼を得ることができない、行政執行上あってはならない懸案です。分譲地を住宅にする義務と村の財源を求めるのではなく、議会や村民に対して納得のできる説明と責任を示すべきと考えます。村民や納税者を軽視するような無責任な行政執行に対し現時点では反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対を求め討論とします。

賛成 討論（前田 孝 議員）

先ほど買戻特約をしていないという御指摘がございましたが、これは村当局の失念から生まれたものであろうと、これは指摘せざるを得ないのは同感であります。そしてこの件も含めて、過去のものを含めると3件ほど返還金等いろいろ出てきたのは皆さん御存じのことであるわけですが、責任を明確にすべきだという反対討論者の発言もありましたけれども、そもそも、過去のこの3件については前村政の中で起こったことなんです。現在の村政はそれを解決すべく皆さんに了解をもらうという議案の内容ではなかったかと思うんですね。もし責任云々ということでありましたら、前村政に対して責任追及をやるのが、これが筋だろうと私はそこは指摘しておきたいと思います。また、先ほど反対者がおっしゃっていた村民に対する説明というのは当然やるべきだろうと、それは村当局は村広報なりでやっぱり村民に説明をしていくだろうと考えております。結論を申し上げまして、今回の件については、前村政の処理を現村政は行っているということだけは強く申し上げまして、賛成討論といたします。

反対 討論（安里 重和 議員）

反対の理由は、今回の補正予算の中には、江洲定住促進団地に伴う賠償金が含まれているからであります。江洲定住促進団地土地売買契約は、平成11年4月2日に締結しております。土地売買契約書の、一部を抜粋して読み上げます。（建築義務）第10条、乙はこの契約締結の日から起算して3年以内に建築基準法などの法令に適合する、みずから居住する住宅を建築しなければならない。（宅地の買戻）第15条2項、買戻の期間は契約締結の日から10年を経過する日までと謳われております。この様な、契約事項を約16年間も放置した。この事は行政のミスであり、なぜ村民の血税で補てんするのか？村民の血税で支払うのであれば村民の責任と言う事になるのでしょうか。行政管理職が責任を取るべきではないのか？昨年度より、立て続けに行政のミスが発覚し村民の血税を補てんしています。これは、明らかに行政の怠慢と言わざるを得ません。村民は、このような状況で安心して行政を任せる事ができるのか。また、必死で血や汗を流して働いた報酬から安心して税金を支払うと思いませんか？村民の立場に立った、議員各位の賛同を申し上げまして反対討論といたします。

戸別受信機の設置を



前田 孝 議員

問

「戸別受信機のメリットは、天候に左右されず屋内で防災行政無線の情報が得られ、停電時でも電波が受信できれば乾電池を用いて情報が得られるところである。現在の放送施設では、台風時の戸を閉め切った状況では情報を得るには厳しい面がある。

この件は、過去2回の定例会での質疑と一般質問における当局の答弁は前向きであったが、設置についてどう考えているか。

また、現在の放送施設の音量が大きいとのスピーカー周辺に住民から苦情が寄せられているが、どう対応されるか。

答

宮城村長

平成26年7月に戸別受信機要望調査をしたところ、数件の回答があった。

補助事業等の検討はされてな

い。しかし、放送が届かない、室内で聞こえないとの声がある

ことは承知をしており、再度調査を実施し、検討していきたい。

スピーカー周辺の住民からの苦情については、向きを変えたり音量の調整等対処し、移設についても検討してきたが財政的な面もあり、苦情のあった箇所の点検を行い、方法について検討していきたい。

問

スピーカーの件については、十分検討しているんな方法も試してもらいたい。

本村の場合は山間部であり、行政無線が聞こえない所もある。平等に伝達ができる方法を検討してもらいたい、戸別受信機の設置は難しいのか。

答

神里総務課長

音量を下げるというのは聞こえなかったとかということもあ

り、厳しいと思う。設備の件はテストしながらやる必要があり、移設については財政的な面で検討すべきところである。苦情のある所は対応していきたい。

離れた地域には絶対重要な戸別受信機であり、そういう場所を重点的に調査もしてみたい。一台の設置費が8万円程度かかるが、村単費でやるのか補助金とした云々ができるのか等含めて検討を要する。特別交付税の措置対象も検討もして、状況の把握をすべきと感じている。

I C T利活用で 特産品開発 ブランド化を



大城 佐一 議員

問

全国各地で地域特産品、ブランド開発が行われ「六次産業化に向けた」様々な取組がされてきた。特産品を作れば売れるかといえば、そう簡単にはいかない、以前に大宜味村でもC A Sシステムの導入やI C T利活用でブランド化や六次産業創出事業に向けた取組が行われたが自然消滅状態になっている。シークワサー酢を大宜味中学校の生徒が開発し、話題になったが、村として今後特産品の開発及びブランド化に向けた構想はあるか。

答

宮城村長

中学生による特産品開発事業は継続させていく予定である。ブランド化構想としては今、重要視していることは大宜味村という名前をどれだけ広げ知ってもらえるかがブラ

問

ブランド化に繋がるものと捉えており、観光商工P R事業を継続させ、新たに商工係を設置し、県内外に広く大宜味村のP Rに努めていく。

売れないものが生まれる特産品開発の三つの問題点として、①画一的な商品性選択、②自分達都合の原材料の調達、③加工技術への過信という問題点がある。特産品の売れ行きでブランドになつていくと思っており、販売、消費する側の意見、声も取り入れて、地域協議会で話し地域ブランドになる可能性に対しての取組は。

答

宮城村長

シークワサー消費推進協議会を県の方で作って消費運動を展開し、村として振興協議会として生産している方に対

問

し大宜味ブランドをお願いする程度です。新たに賃貸工場のイチゴ栽培、旧喜如嘉小のワイン・お菓子作りも大宜味村のブランドとなつていくのかと思う次第です。

平成22年度に導入された、I C T利活用大宜味村ブランド第六次産業創出育成事業は今どうなっているか。

答

大城産業振興課長

当時導入して販売を考えていたが現実的に活用、ネット販売に繋がっていない状況です。

答

宮城村長

活用が十分生かされていないので今後設置場所も確認し、できるよう調整を進めていきたい。



仲井間 宗利 議員

江洲地内農道整備 進捗状況は？

問

江洲地内農道整備について、平成28年12月定例会で一般質問を行い、昨年の11月住民と議員との意見交換会の中でも住民から意見が出ていた、現在の進捗状況を伺う。

答

宮城村長

当農道整備につきましては、平成29年1月に北部連携促進特別振興事業に要望申請を行い、当事業の採択要件に該当しないとの回答を受けており、当ヒアリングにおいて総合事務局、県農林水産部の意見で、農業基盤推進事業での整備が可能ではないかと助言を受けている。

農業基盤促進事業での整備に向けて、平成30年1月に北部農林水産振興センター新規事業要望ヒアリングにおいて採択年度を調整した結果、平成32年度採択に向けて平成30

年度より事業計画調整を行っ

ていく予定となっておりま

す。事業主体としては大宜味村がなるということに、ある程度調整ができています。

問

江洲農道問題は長年議論がされてきたと思う。

平成28年12月議会で村の答弁は東村へ出向き、土地の調整を行い、農道は農林水産省の財産であり、予算交渉実現に向けての答弁があった。

東村民から聞いた話で大保ダム建設以前に東村の平良地区でも境界を越えて使用しているようであり、代替できないかと話もあったそうだが、大宜味村が無理だと聞いたが。

答

宮城村長

大宜味村の用地に東村の村道が通っている場所が宇出那覇にあり、その部分と江洲の村境の等価交換という話が以前にあった、移住地なものですからなかなかまとまらなくて解決を見えない状況にあります。早い時期に東村と調整をしていければと思います。境界の変更というのは非常に厳しいところがある。村界を越して事業をする場合には非常に難しいところがある、今後は東村と調整をしながら進めていきたい。



金城 勇 議員

空き家対策について

問

大宜味村空き家活用推進事業で、相談会はいつ行うのか？勉強会はいつ行うのか？協議会はいつ設置するのか？

答

宮城村長

相談会は平成29年12月18日と26日の2回実施。勉強会は平成30年1月5日に開催した。協議会設置予定は、新年度5月末から6月初旬を予定している。

答

福地企画観光課長

空き家活用補助金は、2件が交付されて、空き家改修が行われて住んでいる。

問

大宜味村商工業基盤及び空き家等既存活用可能性調査報告書が作成されている。空き家対策も検討しながら、空き屋敷対策も、古民家を移築あ

るいは新築して集落内の空き

屋敷を利用し、これからの移

住・定住・交流事業に活用で

きないか？大宜味大工、その

活用、伝統建築の伝承にも繋

がるし、大宜味らしい景観と

いうのは観光の資源にもなる

し、癒しの場にもなると思う。

世界自然遺産登録を目指す中

で集落の景観にも配慮しなが

ら検討してほしい。そこで、

空き家活用資金の確保は？生

活環境に害を及ぼす問題の解

決策として、大宜味村空き家

の適正管理に関する条例案が

作成されているが、条例の制

定はどう考えているか？

答

福地企画観光課長

空き家活用の資金の確保については、空き家対策特別措置法にも支援するとの文言があることから、村でも支援策資金として出している。条例制定は協議会が設置されて、

問

もつと住民・所有者にも周知をし、郷友会との連携も図りながら、協議会の運営と我々の体制の整備の中で進めていく。

報告書の中で空き家活用事

業を体系的に動かしていく推

進体制が必要である、とある

がこの推進体制づくりが急務

だと思うが、どう思うか？

答

宮城村長

空き地・空き家対策の相談会・地主との相談会を定期的で開催したいと思う。集落で空き地がものすごく多い。景観上も非常に悪い状況が多々ある。地主や家主に声かけをして対策をとる必要がある。協議会の中でそういうことを考えていく。

世界自然遺産登録への 推進について問う



吉浜 覚 議員

問

「世界自然遺産登録に向けたフォーラム」で宮城邦治沖縄国際大学名誉教授が「米軍北部訓練場と隣接する世界遺産は無関係ではない。米軍を肯定して遺産の話しているのではなく、遺産と米軍基地のあり方を含めて、考える機会が出てくる」と指摘した。

昨年12月議会の一般質問でやんばる3村世界自然遺産推進協議会を立ち上げているので、米軍北部訓練場と隣接する世界遺産予定地との問題の件を3村でどのように対応したか。

答

宮城村長

3村協議会においては、米軍北部訓練場と隣接する世界遺産予定地との問題についての協議を行ったことはない。

問

シークワーカーの振興に
問う

村長は、選挙公約で「生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の安定化を図る行動する村政!」と期待を寄せているが、どうなっているのか。

また、去年の農協のシークワーカー出荷の説明会に約200名が集まった。売れないだけでも、実態量をどう農家に割り振ったかといえば、今までパートナー契約している方は100%、新規の方は認めないということであつたが、パートナー契約の方は3分の2、新規の方は3分の1を計画し、身を切る思いで説明をしている。自分たちが責任持てる範囲だ、関係者から農協だけに振られても困ると。

答

宮城村長

シークワーカー産地協議会は村、農家、加工業者も一体となった組織。去年、一昨年の総会に20名位しか参加していない。また、広報にも載せていない。
前は300名位の方が産地協議会の中で集まっていたが、役員しか集まっていない。それは末端の方の意見も聞きながら、全体でやっていくという姿勢が見えない。広報にも載せて、村全体でやっていくという風な仕組みづくりを、模索して積極的にやってもらいたいと思うが。

その辺りについては、十分に検討して進めていきたい。

※医療及び介護等の充実についての質問もしました。

賛否分かれたもの

平成30年第3回(3月)定例会		採決の結果	大城 佐一	新城 一智	仲井間宗利	金城 勇	前田 孝	安里 重和	吉浜 覚	東 武久	平良(議長) 嗣男
件名											
議案第 10 号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	否決 賛成少数	○	欠	×	×	○	○	×	×	—
議案第 12 号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 賛成多数	○	欠	○	○	○	○	○	×	—
議案第 18 号	平成 30 年度大宜味村一般会計予算	原案可決 賛成多数	○	欠	○	○	○	○	×	×	—

平成30年第4回(4月)臨時会		採決の結果	大城 佐一	新城 一智	仲井間宗利	金城 勇	前田 孝	安里 重和	吉浜 覚	東 武久	平良(議長) 嗣男
件名											
議案第 25 号	平成 30 年度大宜味村一般会計補正予算 (第 2 号)	原案可決 賛成多数	○	欠	○	○	○	×	×	○	—

○：賛成 ×：反対 欠：欠席 退：棄権と意思表示しての退場



～大宜味村議会事務 新局長紹介～

平成30年4月から子ども子育て支援室より異動となりました。大嶺 実(田嘉里出身)と申します。今までは執行機関側からの立場で議会と関わっていました。議会は、執行機関の長と議事機関である議会の議員が予算・条例・決算等の意思を決定する最高決定機関であります。是非村民も村議会に関心を持ち傍聴席に気軽に足を運んで頂ければ大変嬉しく思います。議会運営のために精一杯頑張りますので宜しく願います。

